

協議会だより

全国学童保育連絡協議会定期総会を開催しました

二〇二四年一〇月一四日、全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)は東京都文京区内で二〇二四年度(二〇二四年一〇月からの一年間)の定期総会を開催しました(オンライン併用)。

総会では、二〇二三年度の活動報告、決算報告が行われ、会計監査報告を受けた後、いずれも確認されました。つづいて、「学童保育をめぐる現状と課題」を確認し、今年度の活動方針と予算が承認されました。確定した活動方針の「私たちの重点課題」は、しぎの六点です(二〇二五年一月号で詳しく紹介する予定です)。

①子どもの権利が保障され、子どもが安心して豊かに育ちあえる学童保育と地域社会の実現をめざすこと。

②国の施策や学童保育をめぐる情勢から課題を明らかにし、学童保育の目的・役割を果たすことができる制度への拡充を求めます。

③学童保育の目的・役割を果たすことや指導員の職業および社会的地位の確立をすすめるために、一日八時間、週四〇時間勤務程度の常勤職員による専任・複数体制の必要性を訴えます。

④学童保育を必要とする子どもが全員学童保育にはいることができ、保護者が安心して子どもを託すことができる制度を求めます。

⑤指導員の確保・定着にむけた方策を研究、提言していきます。あ

わせて、保育の質の向上にむけた取り組みをすすめます。

⑥子ども・保護者・指導員が置かれている現状や課題をもとに、保護者会・地域連絡協議会、指導員会組織、全国連協の役割を確かめ、組織強化を図っていきます。

なお、総会で選出された今年度の役員はつぎのとおりです。

◆会長 戸塚丈夫(三多摩・保護者・再)

◆副会長 飛鳥井祐貴(神奈川・指導員・再)、出射雅子(京都・保護者・再)、小野さとみ(三多摩・指導員・再)、角野いずみ(岡山・指導員・再)、賀屋哲男(愛知・専従職員・再)、小平善幸(長崎・保護者・再)、佐藤正美(埼玉・指導員・再)、重木奈穂美(石川・指導員・再)、曾田和徳(兵庫・保護者・新)、中野明彦(奈良・保護者・再)、西田隆良(埼玉・保護者・再)、平井茜(神奈

川・指導員・再)、門田弘之(石手・指導員・再)(五十首順)

◆事務局長 高橋誠(東京・指導員・再)

◆事務局次長 佐藤愛子(職員・再)

創設された補助基準額の課題点

国の二〇二四年度予算では「現行の補助基準額^{*}に加え、常勤の放課後児童支援員を二名以上配置した場合」の補助基準額が創設されました。ただし、二〇二四年五月二二日、

子ども家庭庁が自治体に発出した「子ども・子育て支援交付金交付要綱」(以下「交付要綱」)では、「常勤職員」を、「法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている『開所している日及び時間』のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう」と定義し

ています*2。

これは、事業所で定めた平日の開所時間*3が厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に示された三時間であれば、一日三時間勤務でも常勤職員となり得ることを意味しています。

また、同日に示された「放課後児童健全育成事業の常勤職員配置の改善に係るQ&A」では、つぎの考え方が示されています。

◆基本的には「開所している日及び時間」のすべてにおいて育成支援の業務に従事する職員を対象とするが、運営規程どおりに開所した場合の一週間の総開所時間数(四〇時間を超える場合は四〇時間を上限とする)の八割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めるものとする。(以下略)

例えば、運営規程、開所時間が月曜日～金曜日は「二時～一九時

」の七時間、土曜日は「八時～一九時まで」の二時間と定められている学童保育の場合、一週間の総開所時間数は七時間×五日十一時間の計四六時間です。

前述のとおり、今回創設された補助基準額では「四〇時間を上限とする」とされていますので、その八割である三二時間を従事している放課後児童支援員(有資格者)が対象となります。

同年六月二四日、これも家庭庁と全国連協との懇談の場で確認したところ、この補助金はあくまでも「開所時間をベースに考える」ものであることがわかりました。

したがって、「平日一日三時間、子どもがいる時間帯だけ勤務している放課後児童支援員」であっても補助の対象になる可能性がある一方で、「平日一日八時間、保育準備の時間も含めて勤務している放課後児童支援員」であっても、開所時間中に従事した時間数の合計によっては対象

にならない場合が考えられます。

実際に、指導員と保護者が長い時間をかけて指導員の仕事の身をたしかめ、行政・議会の理解も得ながら、指導員の勤務時間を設定してきた地域ほど、この補助金がいづらいついていう事態が起きている。

全国連協では、「これでは保育の質の格差が広がるばかりだ」と考え、各地の状況を把握し、改善を求めたいきます。

私たちは、指導員の勤務時間には「子どもと直接関わる時間」のみならず、「保育時間前後の準備時間」「保育内容の記録」「保育の打ち合わせ」「保育計画(見通し)」の作成

とふり取り、まとめ「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討」「関係機関や地域との連携・協力」など、多岐にわたる仕事に連携・協力して取り組む)や、「子どもの様子や指導員の関わりをふり返って翌日につながる時間」「子ども観・保育観について同僚との間で相互理解

を図る時間」を含めることが必要だと訴えつけてきました。

国が策定した「放課後児童クラブ運営指針」にも、「放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる」と示されています(第四章一の「4」)。

学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事について学童保育関係者の間でさらに共通理解を図るとともに、社会的理解を広げていきたいと思います。

*1 原則「設備運営基準」とおり放課後児童支援員・補助員を配置した場合。

*2 同年三月一日に示された「交付要綱」(案)から変更なし。

*3 二〇一三年三月に厚生労働省が発出した「開所時間の考え方について」(Q&A)によれば、「開所時間」とは、「基本的に児童を受け入れることができる時間」をさす。一般的には、「保育時間」と表現される。指導員が勤務して子どもを受け入れる体制を整えた時間。